

原子炉等規制法令の関係条文

	運転期間延長認可制度に関する規定	高経年化技術評価制度に関する規定
法律	<p>○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（抄） （運転の期間等）</p> <p>第四十三条の三の三十二 <u>発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。</u></p> <p>2 前項の期間は、その満了に際し、<u>原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長</u>することができる。</p> <p>3 前項の規定により<u>延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。</u></p> <p>4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。</p> <p>5 <u>原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。</u></p>	<p>○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（抄） （保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）</p> <p>第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設の保全</p> <p>二 発電用原子炉の運転</p> <p>三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）</p> <p>2 （略）</p>
政令	<p>○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）（抄） （発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限）</p> <p>第二十条の六 法第四十三条の三の三十二第三項に規定する政令で定める期間は、二十年とする。（略）</p>	
規則	<p>○ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）（抄） （発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）</p> <p>第百十四条 法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、<u>原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。</u></p>	<p>○ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）（抄） （発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）</p> <p>第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、<u>発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。</u>ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。</p> <p>一 工学的安全施設並びに原子炉停止系統への作動信号を発生させる機能を有する機器及び構造物</p> <p>二 事故時における発電用原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物</p> <p>三 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物</p> <p>四 原子炉冷却材を保持する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの</p> <p>五 原子炉冷却材を循環させる機能を有する機器及び構造物</p> <p>六 放射性物質を貯蔵する機能を有する機器及び構造物</p> <p>七 電源を供給する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの</p> <p>八 発電用原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物（第一号に掲げるものを除く。）</p> <p>九 発電用原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十 原子核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散を防止する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十一 原子炉冷却材を浄化する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十二 原子炉圧力の上昇を緩和する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十三 出力の上昇を抑制する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十四 原子炉冷却材を補給する機能を有する機器及び構造物</p> <p>十五 緊急時対策を行う上で重要な機器及び構造物並びに異常状態を把握するための機能を有する機器及び構造物</p> <p>十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）</p> <p>2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、<u>発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。</u></p> <p>3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、<u>発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p>